

1 趣旨

スタートアップは、社会変化を先取りし、成長分野を牽引するとともに、ビジネスにより環境、教育、人権などの社会課題を解決する重要な主体の一つである。

このため本県では、起業家が集う場づくり、資金支援、成長支援、人材育成に取り組んできた。特に、令和2年7月、大阪・京都と共に国の「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」へ選定されたことを機に、起業プラザひょうごの機能強化、ひょうご神戸スタートアップファンドの創設、SDGs課題解決を目指すスタートアップの成長支援、若者向けアントレプレナーシップ教育の展開など、その取組を強化している。

更なる起業の活性化には、その担い手である起業家を絶えず輩出していく必要があり、そのためには何度でも起業に挑戦できる環境が求められる。これにより、起業リスクを恐れ、起業に関心がありながらも実行に移せない潜在的起業家層を後押しすることができる。

こうした認識のもと、本業務は、起業への再挑戦を応援するため、日本全国から再チャレンジを目指す有望な起業家を集め、ミッション、ビジネスモデル、事業計画までを一貫して練り上げていく、事業実現のためのアクセラレーションプログラムを実施する。このプログラムを通じ、参加者は同じ境遇の起業家と切磋琢磨し、新規事業を作り上げ、県内での事業展開へつなげる。そして、ひょうご神戸から再チャレンジ起業家のロールモデルを提示・発信するとともに、ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムの参加者等による再チャレンジ応援コミュニティの形成を図る。

本事業により、多くの人々が持つ起業への不安を払拭し、何度もチャレンジしていることが当たり前になり、過去の失敗が経験として評価され、何度でも起業に挑戦できる環境の創出を目指す。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと
- (3) 本県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (5) 県税、市税、消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 事業の実施にあたり、本県との打合せなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

3 業務要件

別添「ポストコロナ再チャレンジ起業家育成事業」運営管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であり、兵庫県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 対象経費

ポストコロナ再チャレンジ起業家育成事業運営管理費（仕様書7の本事業の実施に要する経費）

(3) 上限額

19,900千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(4) その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ本県と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

5 スケジュール

令和4年6月下旬	事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）
7月上旬	選定結果通知
令和4年7月中旬（予定）	契約締結・事業開始
令和5年3月31日	事業完了

6 応募

(1) 企画提案参加申込

ア 募集期間

令和4年5月20日（金）～同月26日（木）16時まで

イ 提出書類 企画提案参加申込書（様式1）

ウ 提出方法 企画提案参加申込書にご記入のうえ、メールにてお申込みください。

(2) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和4年5月27日（金）～同年6月9日（木）16時まで

イ 提出書類

- ①企画提案申請書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ②提案者概要（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ③企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ④経費積算見積書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑤誓約書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- ⑥添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各2部

・定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）

- ・履歴事項全部証明書（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）
- ・県税（全税目）、市町税（全税目）、消費税及び地方消費税（国税）に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

(ア) 県税の証明書の様式名：「納税証明書（3）」

※ 県内に事務所・事業所を有しない等により、兵庫県税の課税実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書（様式7）を添付

(イ) 国税の証明書の様式名：「納税証明書(その3)」又は「同(その3の3)」

(ウ) 市町税の証明書は自治体により様式名が異なります。

- ・会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- ・直近2カ年の財務諸表（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

ウ 提出方法

持参又は郵送により上記①～⑥を令和4年6月9日（木）16時（必着）までに提出すること。

(3) 提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

産業労働部新産業課新産業創造班 宛て

(E-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp)

(4) 内容についての質問等

ア 募集要項に関する質問

令和4年5月26日（木）16時までに、事務局にメールにより届けること。

イ 質問に対する回答

令和4年6月1日（水）までにメールによりすべての参加者に回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本企画提案募集の審査のためにのみ使用する。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等について、公表の必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

選定委員会を設置のうえ、プレゼンテーション（ヒアリング）審査により以下の項目について審査し事業者を選定する（プレゼンテーションは、別途、日時、場所などを連絡する。）。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査を実施する応募者を選定す

るための書面審査を実施する場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、審査方法を変更する場合がある。

(2) 審査基準

審査カテゴリー	審査項目
ア 運営体制	ア-1 統括・担当コーディネーターについて（候補者の資質、体制、関与度等） ア-2 メンターについて（候補者の資質、カバーする分野、連携体制等）
イ 再チャレンジ起業普及啓発セミナー・情報発信	イ-1 セミナー・情報発信について（内容、頻度、規模、広報手法・媒体選択等）
ウ 参加企業の募集	ウ-1 応募者の発掘について（発掘方法、目標数等）
エ アクセラレーションプログラム	エ-1 アクセラレーションプログラムの全体設計（対象社数、期間・スケジュール、進捗管理手法等） エ-2 プログラムの内容について【事業プランのブラッシュアップ】（実施内容、手法、頻度等） エ-3 プログラムの内容について【参加者間の交流を深める機会の設定】 【本プログラムの成果を広く一般に周知する仕掛け】（実施内容、手法、頻度等）
オ 団体の適格性・経費	オ-1 提案者について（事務局体制の充実度、全体スケジュールの妥当性、類似業務の実績、財務状況の安全性、事業費の妥当性・効率性等）

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

（ただし、審査経過や結果の内容等についての問合せには応じない。）

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

8 委託契約の締結等

(1) 兵庫県は、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 契約条項は、兵庫県において示す。

(3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に兵庫県を被保険者とする履行保証契約を締結する場合等）は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される業務報告書等に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを兵庫県が確認したうえで支払う。
- (2) 上記に関わらず、事業の遂行上必要な場合は部分払いができるものとし、その金額は、兵庫県において決定する。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、兵庫県が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

12 事務局

兵庫県産業労働部新産業課 新産業創造班 岡元・足立

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-4156

FAX：078-362-4273

E-mail：shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp